

南山の事件についての町長の見解

奇々怪々な巨大利権事件

東洋町長 澤山保太郎

平成20年5月15日

5月15日、南山事件(平成8年頃 安岡町長時代)に関する東洋町議会特別委員会(全議員が委員 この日は9人出席)は、東洋町が桜井惇一氏に4000万円支払えという「請願書」を採択しました。まだ、本会議での議決が残っていますが、現在の所全議員が委員会に出席(1人の議員は欠席でしたが、別の議員に「委任」していたとのことですが真偽不明です)しての採択ですので本会議でも可決される虞が濃厚であります。

南山事件は奇々怪々ではっきり分かりません。今となっては資料もなく町として手の打ちようがありません。議会でも1、2回しか審議しておらず事案が解明された様子はありません。現段階で町としては4000万円の支払いをする理由が示されていません。澤山町政はこの桜井氏の要求について内容証明つきの郵送請求書自体を不受理としました。町の公金で解決するためには、裁判所で債務が確定されなければなりません。かなり古い話で、現在の議会や長は関知していないから、その一存で公金を出せません。町長としてはこの際、議会で徹底的に事案を解明してもらうことを期待していましたが、何も具体的な根拠が出されませんでした。

町長は先日、前町長田嶋氏と桜井惇一氏に呼ばれて大敷組合の一室に出かけました。何か南山事件の資料らしきものを見せてもらいましたが、読んだ限りではよく分かりませんでした。コピーももらえず、詳しく検討する暇もありませんでした。その会合の前の電話で町長は、議会で採択されたとしても裁判所で債務が確定しなければ金を出せない、という見解を繰り返し桜井氏に返答してありました。

桜井氏の大敷組合の事務所でのその日の会合では、町長は桜井氏の主張を聞き、資料をざっと目を通し、議会特別委員会がこの事案をどう取り組んでいるか聞いてみる、という話をして20分ぐらいで退散しました。それ以外は何も話していません。田嶋前町長は桜井氏の主張に同意している模様でした。

今回議会がどういう意味で桜井氏の請願を採択したのかよく分かりません。

この採択については、議会は議会で責任を全うしなければならず、住民に納得がいくように説明する義務があります。本会議で請願書が採択された場合は町として適切な処置をすることになっています。町長は現段階では、議会に出されている資料だけでは東洋町が桜井氏に4000万円を支払わねばならないという根拠は示されていないと考えています。いずれにしても南山リゾート開発事業計画(町はこのため1億8千万円の無駄金を使い、あと1億5千万の土地代金のことでめめている)をめぐる巨大利権事件の真相は徹底的に解明されねばなりません。請願書を取り上げ、特別委員会を設置し、そして今回の採択となって、議会はこれでこの事件に巻き込まれた感がします。